

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第112号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表児童福祉センター院長の項を削る。

別表身体障害者リハビリテーションセンター所長の項の次に次の1項を加える。

こころの健康増進センター所長	(1) 京都市こころの健康増進センター条例第5条の規定による利用の制限に関する事。
----------------	---

別表市営葬儀事務所長の項の次に次の1項を加える。

児童福祉センター院長	(1) 京都市児童福祉センター条例第5条の規定による利用の制限に関する事。
------------	---------------------------------------

別表京都市立病院長の項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則(次号において「規則」という。)第5条の規定による入院の承認に関する事。
- (2) 規則第7条の規定による利用の制限及び入院の承認の取消しに関する事。

別表京都市立病院長の項第3号を削る。

別表こころの健康増進センター所長の項を次のように改める。

京都市立京北病院長	(1) 京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則(以下第3号までにおいて「規則」という。)第5条の規定による入院の承認に関する事。 (2) 規則第6条の規定による利用の承認に関する事。 (3) 規則第7条の規定による利用の制限並びに入院及び利用の承認の取消しに関する事。
-----------	--

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)